

## 脳卒中地域連携パス運用規定

### 1. 対象

脳卒中全般に対して本パスを施行し、別の疾患には原則使用しない事とする。

### 2. 同意書作成の義務化

対象者あるいは家族などに対して連携パス患者データの運用について十分説明し、理解を求めた後、同意書にサインを頂く事とする。

### 3. パスソフトのコピーは原則禁止

院内での運用上必要なコピーを除き、原則パスソフトのコピーは禁止とする。

### 4. パスソフトの不正配信禁止

連携パスの対象施設以外にパスソフトを配信する事は、たとえ患者データが入力されていなくても禁止とする。

### 5. パスソフトの無断改定禁止

パスソフトの内容を変更する為には、既に決められた手順が設けられております。よって許可無く改定する事はいかなる場合でも固く禁じます。

### 6. 医師・看護師の再入力について

転院打診から数日間で転院の場合、あるいは1週間程度経過しているが状態に変化が無い場合・・・等の再入力については、再入力を義務付けない事とする。

### 7. データの入力/引渡しについて

退院と同時にデータが引き渡されるよう各自で責任を持ってデータ入力する事。最終データ入力の確認はMSWが行う事とする。

### 8. データの引渡し方法（急→回→維）

データ引渡し方法は、原則として ①メール配信（パスワード設定）②USBメモリー（パスワード設定式）・・・のいずれかとし、受け手の施設に合わせる。（情報提供段階であればFAX通信も可能）尚、事前に連携先の引渡し方法一覧を作成する事とする。

### 9. データの引渡し方法（維・回→急）

データ引渡し方法は、原則として ①メール配信（ハイパーリンク）②USBメモリー（パスワード設定式）・・・のいずれかとし、事前に引渡し方法を協議。退・転院後数日で

データを急性期に戻す事とする。(患者様発症日から1年経過してもデータが戻って来ない場合は1度確認の連絡を然るべき部署より入れる事とする)

#### 10. USB の返却

データ入力後、USB 内の患者データを消去し可及的早期に返却する事とする。

#### 11. データを紛失した場合

患者データを紛失した際は、各医療機関（施設等）が定める「個人情報保護方針」に則り、迅速且つ誠実に患者様へ対応してください。また、別紙所定の書類（紛失届け）に必要事項を記入し、急性期病院に対し紛失した患者様データを請求する。

#### 12. 施設別入力ボタン選択基準（連携施設1・2・3）

連携施設1とは、急性期病院の次の連携先が ①回復期病院 ②リハビリ機能を有する維持期病院 ③リハビリ機能を有する有床のクリニック・・・の場合（施設基準の詳細については今後の発表を待つ事とする）に使用し、連携施設2・3とは、連携施設1の次の施設が無条件に順次使用する事を原則とする。

急性期病院から上記連携施設1に規定する病院・医院以外の施設に転院した場合、原則（連携施設1を飛ばして）連携施設2の選択となるが、転院した施設でリハサービスを有している場合、リハ部門のみ連携施設1「リハビリ入力」から必要事項の入力を実施する。

#### 13. パスデータを保管するPC環境について

パスデータ保管場所としてインターネットが接続されているPCは決して選択しないこと。また、メール配信によりデータを送付後は、速やかに元データを移動させるか、即座に消去する。

#### 14. パス入力に関わるPCの運用（急性期病院）

院内ランの環境にて入力する事が推奨されるが、対象患者が少ない、あるいは転院先が決まってから実際に転院するまでの期間に比較的ゆとりがある施設に関しては、1台の専用PCによる運用も推奨される。

#### 15. パス入力に関わるPCの運用（連携施設1・2・3）

1台の専用PCを病棟毎に設置し運用する事を推奨。(もちろん、急性期病院同様に院内ランが使える環境をより推奨する)